

農地等の形質変更に係る取扱いについて（通知）

〔 制 定 平成 11 年 2 月 4 日 農政－4221 農政部長通知
最終改正 令和 7 年 2 月 26 日 農林－2696 農林水産部長通知 〕

1 農地等の形質変更に関する問題事案発生防止のための啓蒙活動

市町村の広報紙又は農業委員会だより等で農地転用について広報活動を行うにあたっては、次の内容の啓蒙を図るよう努めること。

- (1) 農地等の形質変更を行おうとする場合は、全ての場合において、あらかじめ農業委員会、地域振興局農林部農業振興普及課農地法担当又は農林水産部農林政策課農地・管理チームに相談すること。
- (2) 公共事業関連の建設発生土を農地等に搬入する場合でも、農地法に基づく農地転用許可又は届出が必要などがあること。
 - ※ 届出とは、農地法第 4 条第 1 項第 7 号に規定される、都市計画法で定める市街化区域（秋田市、潟上市）にある農地等を転用する際にあらかじめ農業委員会に届出することをいう。
 - ※ 建設発生土とは、建設現場で発生するコンクリート又はアスファルト片等の廃棄物が混入しない土砂をいう。
- (3) 登記地目が山林・原野等の土地や休耕中の土地であっても、農地法上は農地等と認められるときがあること。
- (4) コンクリート又はアスファルト片等の廃棄物を含む土砂及び廃油等で汚染された土砂は、いかなる場合でも農地等への受け入れは認められないこと。

2 農地等の形質変更を伴う農地改良等の行為の判断基準

農地等における形質変更を伴う行為が、適切な農地改良等であるか否かの客観的な判断は次の（1）から（5）により行うものとし、いずれか 1 つにでも該当する場合は、適切な農地改良等の行為とは認めず、実施できないこととする。

ただし、（2）については該当する場合であっても、農業委員会が独自基準や総会議決等をもって適切と判断するものについてはこの限りではない。

- (1) 明らかに農地改良等を主目的とする行為とは認められない場合。
 - ※ 現況の農地等にどのような耕作上の不都合があり、そのためどのような改良をするのか、なぜ田畑転換を必要とするのか、又その行為の後はどのような利用（耕作する作物等）を計画しているのかが明らかではない場合をいう。
- (2) 耕作の都合を考慮していない行為と認められる場合。
 - 主に形質変更行為の時期、期間又は搬入する土砂の土質が耕作に支障を及ぼす場合をいい、以下の場合には耕作の都合を考慮していない行為とみなす。
 - ・形質変更行為の期間が 6 か月を超える場合
 - ・耕作に適さない土砂を搬入する場合
 - ・1メートルを超える高さの盛土を伴う場合
 - ※ 土地の形状や周囲との高低差により 1メートルを超過する盛土が必要であると認められる場合はこの限りではない。

(3) 土砂の搬入又は切土等に係る経費を、形質変更行為を直接に行う事業者等が負担する場合。

※ 土砂代金並びに測量、表土剥ぎ、土砂搬入又は切土、基盤整地、法面整形、表土戻し及び整地仕上げ等に係る経費を農地等所有者（又は耕作者）が負担しない場合をいう。

(4) 農地等の改良にあたって必然性のない、砂利又は土等を当該農地等外へ搬出する行為が行われる場合。

(5) 農地等の所有者と形質変更行為を直接に行う事業者等との間に賃借権又は使用貸借による権利等が設定される場合。

3 農地等の形質変更を伴う農地改良等の行為の取扱い

上記2により適切な農地改良等と判断される行為について、農業委員会は、全国農業会議所発行「農業委員会業務推進マニュアル」に例示されている「農地改良届取扱要領」のように、各市町村の実情に則して調整した要領を別途定めて運用することができる。

なお、この要領による取扱いは、「農業委員会等に関する法律」（昭和26年法律第88号）第6条第2項第1号に基づく農業委員会の所掌事務の範囲の行政指導として認められると考えられるが、行政指導の場合、その趣旨等を相手方に明確に示す必要がある。趣旨については、同号の内容とする。

農地等の形質変更にあたっては、農地改良等を希望する農地等の所有者または耕作者に農地改良届出書の提出を求めることとし、農業委員会は提出された農地改良届出書の内容を確認するほか、必要に応じて現地確認や指導等を行うものとする。様式については別紙様式を参考とし、当該農地等登記事項証明書を添付させるものとする。様式には、適宜項目等を追加しても差し支えないほか、各市町村で独自に定めた様式を用いることも可能とする。添付書類についても同様に各市町村で必要な添付書類を定めても差し支えないが、届出者に過度な負担を求めることのないよう留意すること。

別紙様式（参考）

農地改良届出書

令和 年 月 日

（宛先）

〇〇農業委員会会長

（届出者）

住所：

氏名：

下記のとおり農地の改良を行うため、届け出ます。

1. 土地の表示

土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	所有者	備考
		登記	現況			

2. 実施期間及び施工計画

・令和 年 月 日から令和 年 月 日までの 日間(週間、か月)

・現在の高さより cm盛土する

3. 農地改良の目的

・目的()

・作付計画()

4. 工事施工業者

- ・住所
- ・氏名

5. 確約事項

- ・盛土は良質な耕作土により行い、産業廃棄物等は投棄しないこと
- ・周囲の農地等の営農に支障をきたさないこと
- ・工事施工により損害・被害が生じた際は届出者の責任において善処すること

上記項目について確認し、遵守することを約束します。

6. 関係者の同意

※届出者が賃借権等に基づく耕作者である場合

当該農地について上記の農地改良事業を行うことについて同意します。

(農地所有者)

住所：

氏名：

※所有者による届出に対して当該農地に賃借権等に基づく耕作者がいる場合

当該農地について上記の農地改良事業を行うことについて同意します。

(農地耕作者)

住所：

氏名：